

除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン概要

1 被ばく線量管理の対象及び被ばく測定線量管理の方法について

(1) 放射性物質汚染対処特別措置法により指定された、除染特別地域及び汚染状況重点調査地域内における(a) 土壌等の除染等の業務、(b) 汚染廃棄物又は除去土壌（セシウムの濃度が 10,000Bq/kg を超えるもの）の収集、運搬又は保管の業務（以下「除染等業務」という。）を行う事業者（以下「除染等事業者」という。）は、労働者の線量を次により測定する。

① 作業場所が 2.5 μ Sv/h 超の区域

外部被ばく：個人線量計による測定

内部被ばく：作業内容及び取り扱う土壌等の放射性物質の濃度等に応じて測定

	高濃度汚染土壌等(50 万 Bq/kg 超)	高濃度汚染土壌等以外
高濃度粉じん作業 (10mg/m ³ 超)	3 月に 1 回内部被ばく測定	スクリーニング検査
上記以外の作業	スクリーニング検査	スクリーニング検査 (突発的に高い粉じんにばく露された場合に限る。)

② 作業場所が 2.5 μ Sv/h 以下の区域

外部被ばく：個人線量計による測定が望ましいが、代表者測定等でも差し支えない

(2) 除染等事業者以外の事業者は、作業場所が 2.5 μ Sv/h 以下の場所であって、かつ、年間数十回（日）（年間 1 mSv を十分に下回る。）の範囲内で除染等業務に労働者を就かせる。自営業者、住民、ボランティアについても次の事項に留意の上、同様とすることが望ましい。

ア 住民、自営業者は、自らの住居、事業所、農地等の除染を実施するために 2.5 μ Sv/h を超える場所で除染等業務を行う場合は、作業による実効線量が 1mSv/年を超えることのないよう、作業頻度を年間数十回（日）よりも少なくすること。

イ ボランティアを募集する場合、ICRP による計画被ばく状況において放射線源が一般公衆に与える被ばくの限度が 1mSv/年であることに留意すること。

(3) 労働者の被ばく線量限度は、5 年間で 100mSv、かつ、1 年間で 50mSv とする。

（医学的に妊娠可能な女性は、3 月間で 5 mSv、また、妊娠中の女性は、内部被ばくによる実効線量が 1 mSv、腹部表面に受ける等価線量が 2 mSv を上限とする。）

除染等事業者は、原子力発電所等で放射線業務に従事した労働者を除染等業務に就かせるときは、当該労働者が放射線業務で受けた実効線量と除染等業務で受けた実効線量の合計が上記の限度を超えないようにすること。なお、平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 12 月 31 日に受けた線量は、平成 24 年 1 月 1 日に受けた線量と見なして合計すること。

(4) 線量の測定結果は、記録し、30 年間保存（5 年間保存した後は、指定機関に引き渡

し可)するほか、労働者に通知すること。

(5) 除染等事業者は、除染等業務従事者が離職するとき又は事業を廃止しようとするときには、(4)の記録の写しを除染等業務従事者に交付すること。

(6) 除染等事業者は、有期契約労働者又は派遣労働者を使用する場合には、放射線管理を適切に行うため、以下の事項に留意すること。

ア 3月未満の期間を定めた労働契約又は派遣契約による労働者を使用する場合には、被ばく線量の算定は、1月ごとに行い、記録すること。

イ 契約期間の満了時には、当該契約期間中に受けた実効線量を合計して被ばく線量を算定して記録し、その記録の写しを当該除染等業務従事者に交付すること。

2 被ばく低減のための措置

(1) 除染等業務を行うときは、あらかじめ、当該作業場所について事前調査を行うこと。

(2) 除染等業務を行うときは、あらかじめ、作業計画を策定すること。

(3) 除染等業務を行うときは、必要な能力を有すると認める者から当該作業を指揮する者を定め、作業計画に基づき作業を指揮させること。

(4) 作業場所が $2.5\mu\text{Sv/h}$ 超の区域で除染等業務を行うときは、あらかじめ、「作業届」を所轄の労働基準監督署長に提出すること。

(5) ①放射性物質を誤って吸入摂取し、又は経口摂取した場合、②放射性物質により汚染された後、洗身等によっても汚染を 40Bq/cm^2 以下にする事ができない場合等は、速やかに医師の診察又は処置を受けさせること。

3 汚染拡大防止、内部被ばく防止のための措置

(1) 除染等事業者は、汚染拡大防止のため、高濃度汚染土壌等の取扱い作業又は高濃度の粉じんが発生するおそれのある作業を行うときは、土壌等を湿潤化する等粉じんの発生を抑制する措置を講ずる。また、除去された土壌等を収集・運搬等する場合には専用の容器を用い、保管する場合には飛散・流出しないよう必要な措置等を講ずること。

(2) 除染等事業者は、作業による汚染拡大防止のため、作業場所の近隣に汚染検査所を設け、労働者の退去時に汚染の状態を検査する。この時、身体汚染が認められた場合には洗身等を行い、また装具に汚染が認められた場合には取り外す。また、持ち出し物品の汚染が認められた場合には、原則として持ち出し不可とすること。

(3) 除染等事業者は、身体・内部汚染の防止のため、以下の区分に応じて、有効な呼吸用保護具及び有効な保護衣類等を労働者に使用させること。

(防じんマスク)

	高濃度汚染土壌等(50万Bq/kg超)	高濃度汚染土壌等以外
高濃度粉じん作業 (10mg/m^3 超)	捕集効率 95%以上	捕集効率 80%以上
上記以外の作業	捕集効率 80%以上	捕集効率 80%以上※

※ 鉱物性粉じんが発生しない作業の場合は、サージカルマスク等で可。

(保護衣類等)

	高濃度汚染土壌等(50万Bq/kg超)	高濃度汚染土壌等以外
高濃度粉じん作業 (10mg/m ³ 超)	長袖の衣類の上に全身化学防護服、ゴム手袋、ゴム長靴	長袖の衣類、綿手袋、ゴム長靴
上記以外の作業	長袖の衣類、ゴム手袋、ゴム長靴	長袖の衣類、綿手袋、ゴム長靴

- (4) 汚染された土壌等を吸入摂取、経口摂取するおそれのある作業場所で、労働者が喫煙・飲食することを禁止すること。

4 労働者教育

- (1) 除染等事業者は、作業指揮者に対して教育を行うこと。
(2) 除染等事業者は、労働者に対して、次の区分ごとに特別の教育を行うこと。

ア 学科教育

- ① 電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識
- ② 除染等作業の方法に関する知識
- ③ 除染等業務に使用する機械等の構造及び取扱いの方法に関する知識
- ④ 関係法令

イ 実技教育

除染等作業の方法及び機械等の取扱い

- (3) 除染等事業者以外の事業者は、作業場所が2.5 μ Sv/h以下の場所において自らの事業場における除染等業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、作業を実施する上で必要な項目について教育を実施すること。
また、自営業者、ボランティア等雇用されていない者に対しても同様とすることが望ましい。
- (4) 除染等業務の発注者は、教育を受けた作業指揮者と労働者を、作業開始までに業務の遂行上必要な人数が確保できる体制が整っていることを確認した上で発注することが望ましい。

5 健康管理のための措置

- (1) 除染等事業者は、除染等業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ時、当該業務に配置換え時、及びその後6月に1回、定期的に、健康診断を実施すること。(医師が必要と認めない場合又は年間被ばく線量5mSvを超えない場合には、被ばく歴の調査以外の項目の省略可。)
なお、6月未満の期間の定めのある労働契約又は派遣契約を締結した労働者に対しても、被ばく歴の有無、健康状態の把握の必要があることから、雇入時健康診断を実施すること。
- (2) 除染等事業者は、健康診断の結果に基づき個人票を作成し30年間保存(5年間保存

した後は、指定機関に引き渡し可。) すること。

6 安全衛生管理体制

(1) 除染等業務を行う元方事業者は、除染等業務に係る安全衛生管理が適切に行われるよう、除染等業務の実施を統括管理する者から、安全衛生統括者を選任し、以下を実施させること。

ア 関係請負人に対し、安全衛生管理の職務を行う者を選任させ、連絡調整等を行わせること。

イ 全ての関係請負人を含めた安全衛生協議組織を1月以内ごとに1回、定期に開催すること。

ウ 関係請負人が作成する作業計画の作成等に関する指導又は援助を行うこと。

(2) 元方事業者は、放射線管理者を選任し、安全衛生統括者の指揮のもと、関係請負人の労働者の被ばく管理も含めた一元管理を実施すること。

(3) 除染等事業者は、事業場の規模に応じ、衛生管理者または安全衛生推進者を選任し、被ばく線量の測定及び結果の記録等の業務、汚染検査等の業務、身体・内部汚染の防止、労働者に対する教育、健康管理のための措置に関する技術的事項を管理させること。なお、労働者数が、10人未満の事業場にあっても、安全衛生推進者の選任が望ましい。

除染等事業者は、事業場の規模に関わらず、放射線管理担当者を選任し、被ばく線量の測定及び結果の記録等の業務、汚染検査等の業務、身体・内部汚染の防止に関する業務を行わせること。